

平成22年12月15日

## 指定管理者の指定について

(練馬区立光が丘デイサービスセンター・練馬区立光が丘高齢者センター)

### 1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘デイサービスセンターおよび練馬区立光が丘高齢者センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

(3) 代表者

理事長 萩原 潔

### 3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

### 4 選定の経過

平成22年4月26日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成22年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体と

して特定)

7月8日	経営診断委託
7月16日	企画・提案書作成要項配布、説明
8月20日	企画・提案書受付
9月1日	第2回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点)
11月4日	平成22年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立光が丘デイサービスセンターおよび練馬区立光が丘高齢者センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力が優れていること。資金力の有無に関しては、すべての項目で優れており問題ないと判断されること。借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報の保護に関する規程が整備されていること。情報公開に関する規程が整備されていること。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されていること。

### (4) 運営実績

練馬区立施設の指定管理者として特別養護老人ホーム4か所、デイサービスセンター12か所、高齢者センターおよびケアハウス各1か所を運営するほか、地域包括支援

センター支所11か所（在宅介護支援センター併設）、敬老館2か所の管理運営業務、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の運営など、高齢者福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した運営を行う能力を有していること。過去5年間の光が丘デイサービスセンターおよび光が丘高齢者センターの指定管理者として十分な実績を残していること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

所長および専門職種を両センターの兼務とし、運営の一体性と効率性を確保することや、デイサービスセンターの介護士については、基準を上回る配置を行う提案があること。有償ボランティアの活用の工夫や、サービスの向上と効率化を両立させる姿勢のあること。

(6) 受託への熱意・意欲

ボランティアと連携し、シニア世代の生きがい活動の支援や、地域に密着した仕組みを整え、併設するデイサービスセンターをはじめ法人施設をボランティア体験などの場や、資源として積極的に活用する提案があること。地域のボランティアリーダーの育成と派遣を目指す「サテライト事業」を充実させる計画があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

「転倒転落アセスメント」の結果と「ヒヤリハット事故報告書」の検証を全職員で行い、事故防止に努めていること。行方不明者を検索する法人システムを全職員が円滑に運用できるよう推進する提案があること。

(8) 施設管理運営体制

区民センター内の各施設と、施設管理や非常時の連携をはじめ、日常業務における職員や利用者の交流を強化し、情報の共有化や、事業の質の向上を目指す提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

法人のサービス向上担当課、リスクマネジメント委員会等で苦情の分析と再発防止に取り組む姿勢があること。人権研修、接遇研修を通じて利用者の人権を尊重した接遇の徹底を図る姿勢があること。

(10) 職員の育成

職員個別に研修計画をたて、それぞれの職層に求められる役割を担える人材を育成する計画があること。

(11) 団体の理念・姿勢

「人権尊重を理念とし、地域で最も信頼され喜ばれるサービスの提供を、効率的でバランスのとれた経営をもって行い、区民福祉の向上を図る」という経営理念、「ありのままのあなたを大切にします」という介護サービス理念を実現するため、事業計画や人事考課の目標を軸とするほか、名刺や刊行物、ポスター等へ掲載して周知するほか、面接や懇談会等で説明・周知させていること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

区内業者を優先していく考えを持っていること。職員の採用に当たり、今後も、区民雇用の推進していく考え方であること。

(13) 事業等の提案

専門職が介護、認知症、健康管理、機能訓練等の相談に適宜対応し、家族や地域に向けた専門講座も開講する計画があること。世代間交流事業、ボランティアの受入れなどを充実させ、両センターの利用者が「光が丘地域」を意識できるような運営をする考えがあること。高齢者センターでは利用者自身が参画する施設運営を進めることや、デイサービスセンターでは第三者サービス評価を計画的に受審し、評価内容を積極的に情報提供する姿勢があること。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課施設係

電話 03-5984-4586

FAX 03-5984-1214

指定管理者選定（社会福祉法人練馬区社会福祉事業団）の審査結果  
 （練馬区立光が丘デイサービスセンター・光が丘高齢者センター）

## 1 評価項目・評価基準(細目)

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等</b> (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 区内の高齢者および障害者の雇用 (4) 再委託における区内事業者の活用 (5) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
<b>13 事業等の提案</b> (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 介護予防事業の提案内容 (4) 通所介護事業における家族への適切な対応 (5) 衛生管理への適切な対応	10点	8点
合 計	100点	80点